

足立区男女共同参画推進委員会会議概要

会 議 名	令和4年度 第1回 足立区男女共同参画推進委員会		
事 務 局	地域のちから推進部多様性社会推進課		
開催年月日	令和4年6月13日（月）		
開催時間	午後2時00分 ～ 午後3時42分		
開催場所	足立区役所 8階 庁議室		
出席者	【委員】		
	石坂 督規 委員長	片野 和恵 副委員長	徳永 裕文 委員
	小島 まゆみ委員	内藤 忍 委員	平井有希子 委員
	橋本 優 委員	小川 節子 委員	山下 友美 委員
	田中 孝子 委員	佐藤 英二 委員	田口 麻美 委員
	【事務局】		
	依田 地域のちから推進部長	松本 令子 多様性社会推進課長	
	高橋 男女共同参画推進係長	三堀 事業調整担当係長	
	秋谷 男女共同参画推進係主任	星屋 男女共同参画推進係主任	
	【傍聴者】1名		
会議次第	1 開会 2 諮問 3 区長挨拶 4 委員長挨拶 5 各委員紹介 6 今年度の主な検討内容 (1) 「第8次足立区男女共同参画行動計画」の策定及び「表現ガイド」の作成について		

	<p>(2) 男女共同参画推進事業の年次報告書の確認</p> <p>(3) 「第7次足立区男女共同参画行動計画」とこれに基づく実施状況調査票（令和3年度）について</p> <p>7 質疑応答・意見交換</p> <p>8 その他</p> <p>9 事務連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の謝礼について</li> <li>・今後のイベント・講座のご案内</li> </ul>
<p>資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1：第10期男女共同参画推進委員会委員名簿</li> <li>・資料2：「第8次足立区男女共同参画行動計画」の策定について</li> <li>・資料3：「第8次足立区男女共同参画行動計画」策定に係る関連事項スケジュール（予定）</li> <li>・資料4：足立区男女共同参画社会推進条例</li> <li>・資料5：足立区男女共同参画推進委員会規則</li> </ul> <p>参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・足立区男女共同参画プラザ講座実施委託 総合評価（令和3年度下半期実施分）</li> <li>・多様性社会推進課所管各講座等のチラシ</li> <li>・令和3年度男女共同参画推進施策に関する年次報告書</li> <li>・足立区男女共同参画に関する区民意識調査結果（速報値）</li> <li>・第7次足立区男女共同参画行動計画</li> </ul>
<p>そ の 他</p>	

## 様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

### 1 開会

（松本課長）

それでは、定刻となりましたので、開会いたします。

本日は、ご多用のところ、また、お暑いところ、男女共同参画推進委員会へご出席いただきましてありがとうございます。私は、多様性社会推進課長の松本でございます。冒頭進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

早速ですけれども、次第に沿いまして、進めてまいります。

### 2 諮問

（松本課長）

初めに、近藤区長より男女共同参画推進委員会へ第8次男女共同参画推進行動計画に関わる諮問をいたします。

（近藤区長）

諮問書。

足立区男女共同参画社会推進条例第20条第1項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

1、第8次足立区男女共同参画行動計画の策定について。

2、ジェンダー平等の施策推進について。どうぞよろしく願いいたします。

（石坂委員長）

それでは、本委員会にて審議いたします。

（松本課長）

ありがとうございます。

### 3 区長挨拶

（松本課長）

続きまして、次第3 近藤区長挨拶です。

（近藤区長）

高いところから申し訳ありません。今日

はお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

今、第8次の新しい行動計画について諮問させていただきました。8次ということですので、足立区の中でも非常に伝統のある計画でございますが、この間、例えばファミリーシップ、パートナーシップ制度が出来たり、様々に状況が変わってきておりますので、新しく盛り込んでいただくところですか、既に盛り込んでいるものに対しては、現在の状況と比較して記載がふさわしいのかどうかといったところも含めて、今回はかなり大きな変更というか、見直しを先生方をお願いする必要があるのではないかというふうに認識をしております。

足立区の計画というのは、PDCAを回すに当たり、具体的な数値的目標を持って計画の進捗を判断しているわけですが、その計画の進捗を判断する指標、活動指標と成果指標というものがございます。究極の目標に向かって何を成果にするのか、その成果を実現するためにステップ・バイ・ステップで行く活動指標をどのように定めるのかという二段構造になっております。今回改めて現行の政策を見てみますと、例えば、活動指標にイベントの回数というようなものがございます。

極端な話、一回、1,000人を集めるのか、数人のイベントを行うのかといったところを、ただ単に回数というふうになっていると、活動指標といっても中身が見えないこともございます。

ですから、例えばイベントの回数だけでなく、参加人数を併記するですとか、少なくとも何人以上のイベントを何回開催するというようなことを書き込んでいくのかということも一つございます。

また、啓発についても、研修を行うとか、講座を実施するという事しか書いてごさいませんので、実際にどのような中身の講座で、それが受けた方に対してどういう先方からのリアクションがあったのかといったところも見ていかなければならないということでございますので、まずその指標の中身からも少し手を入れていく必要があると考えております。

数多く指標があればいいというわけではないと思いますけれども、本当に進捗の図れる私ども、足立区の男女共同参画を進めていく上での旗印になるような今回の計画でございますので、それぞれのお立場、お考え、いろいろ盛り込んでいただきまして、他区にはない、また、今の時代にふさわしい足立区の計画となるようにぜひ活発なご議論をいただけますようによろしくお願いいたします。

(松本課長)

近藤区長、ありがとうございます。

#### 4 委員長挨拶

(松本課長)

それでは、次に石坂委員長のご挨拶です。どうぞよろしくお願いいたします。

(石坂委員長)

皆様、こんにちは。委員長を務めさせていただきます石坂と申します。

先ほども区長からお話がありましたとおり、今年、皆さんにお願いするのは、この第8次の行動計画の審議が中心ということになります。昨年度からの引き続きの委員の皆様はご承知のことだと思いますが、昨年まで、足立区は、格差是正の取組について、第7次の計画に沿って、議論を積み重ねてきました。

今度は新たにファミリーシップ、パート

ナーシップ、これができたことによって、多様性の尊重についても新たな課題として出てまいりました。

皆様には、これまで様々なご意見をいただいたわけですが、恐らくこの8次の中には、その多様性の尊重、理解と、格差是正、これを両輪として、足立区として今後発展していくためにどんな視点が求められるか、どんな課題を克服していかなければいけないか、こういったことも盛り込んでいくことが求められます。

今、自治体では、男女共同参画のなかの男女という言葉を取って、新たに多様性という形に表記を変えて行動計画を立てる、こういうところも出てきているという状況がございます。ちょうど、今、過渡期だということです。

一方、国や都道府県はこの男女共同参画を従来通り、きちんと進めていくというスタンスですので、足立区がどういうスタンスで行くのか、これは委員の皆様のご意見をいただきながら、区民の皆さんにとってより利便性の高い有効な計画となるように、今後、1年間議論してまいりたいと思えます。

例年よりも回数が少し増えるかもしれませんが、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

(松本課長)

石坂委員長、ありがとうございます。

それでは、近藤区長は公務のため、ここで退席いたします。

(近藤区長 退席)

#### 5 各委員紹介

(松本課長)

それでは、次に副委員長から順に、簡単な自己紹介をお願いいたします。

片野副委員長からお願いいたします。

**(片野副委員長)**

こんにちは。副委員長を仰せつかっている片野と申します。女性団体連合会の会長という立場で参加しております。

多様性、本当に男女が取れた条例がこれからたくさん出てくると思います。その中で足立区はどうやっていくのか、いろいろなお考えの方がいらっしゃるの、こちらでまとめたものを女性団体連合会としては支持していくという立場で参加させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

**(小川委員)**

こんにちは。小川と申します。私は、足立区内に2つの法人会がございまして、西新井法人会のほうから推薦を受けてこちらに参加させていただいております。

こちらの中身は、各企業さん方の団体ということで、ぜひともこの男女参画、これが必ず必要になって、とにかく早速にでも取り入れてメスを入れなきゃいけない部分が非常にあると思っております。

ですから、この会議で皆様のご意見とか定まったことを早速会社の皆様方にお伝えすることも私の責務かなと思って、この席に座しております。今後ともよろしく願いいたします。

**(平井委員)**

東京都社会保険労務士会足立・荒川支部の団体推薦を受けまして、昨年度より務めさせていただいております社会保険労務士の平井有希子と申します。よろしく願いいたします。

今、働く現場でも、人権ですとか女性活躍推進が言われておまして、こちらで、私のほうでいろいろな皆様のご意見ですとかを学ぶことによって、また足立・荒川支

部を通して職場の皆様に伝えていったり、現場の状況をこちらにお伝えをして、いろんな審議を進めていければいいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**(橋本委員)**

こんにちは、橋本と申します。人権擁護委員としての立場で参加させていただきま。ふだんは弁護士としてやっているんですけども、なかなかこういう男女共同参画というのは携わる機会がないので、勉強させてもらいながら精いっぱい務めさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

**(山下委員)**

足立区西新井第二小学校のPTA会長をさせていただいております山下と申します。会長としては5年目でさせていただいております。この男女参画は2年目ということでお世話になります、今年も。

やっぱり小学校でもいろいろ男女の格差というか、そういう差別じゃないですけど、やっぱりそういった部分が出てきたりしているの、女の子がスカートをはいちゃいけないだの、男の子がスカートをはいたらおかしいだの、悪い影響かな、そういうのもあったりするので、水着とかスカートとか、そういう制服とかというのもこれからお話に加えていただければと思います。よろしく願いします。

**(田中委員)**

こんにちは。足立区立中学校PTA連合会から団体推薦を受け、昨年度に引き続き委員として参加します第一中学校PTA会長の田中です。よろしく願いいたします。

**(田口委員)**

こんにちは、田口と申します。昨年度から参加させていただきまして、いつも参加

するたびに議題に対する皆様の知識とか経験からの意見にも、私自身もなるほどなどか、そうなんだと、自分から考えるというよりは本当に勉強することが多かったんですけれども、今年度も引き続き、自ら勉強しつつも、もう少し深く考察していけたらなと思っております。よろしくお願いいたします。

**(佐藤委員)**

こんにちは、2年目の佐藤です。よろしくお願いいたします。私は、ふだんは会社員をしながら、あと、ほかに個人事業主としてライターであったりとか、写真家でもあるんですけど、そういうことをやっています。

去年は、1年間、正直、いろんな問題を皆さんのところで吸収というか、勉強させていただいたので、今年は自分の頭でちゃんと考えて発言するようにしたいなと思っていて、そのために今、何ができるかと考えたときに、自分で実際に駅前の歩いている人に声をかけてアンケートをとって、実際にどうなのというところを見える化しているかと思っていて、実際にもうやっているんですけど、50人ぐらいアンケートが終わりました。

これは一つの例なんですけど、足立区を人に勧めたいですかという北千住でアンケートをとったら、ほぼ100%勧めたいと言っていました。

一つの例なので、あまり長くは話さないですけど、これ、竹の塚。竹の塚だと全然感じが違うんです。はいといいえが分かれて、どちらでもないというのも結構いました。

こういった実際の本音を聞きながら私が発信できることをこれからやっていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

**(小島委員)**

初めまして、マザーズハローワーク日暮里から参りました小島と申します。よろしくお願いいたします。

私は、4月からマザーズハローワークに着任いたしまして、2か月過ぎたところです。マザーズハローワークという名前ではございますが、現在、子育て中の男女問わずお仕事との両立を考えている方の支援をしているハローワークになります。

こちらでも男女関係なくというお話が先ほどございましたので、ぜひ勉強させていただきたいと思って参加させていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

**(徳永委員)**

弁護士の徳永と申します。皆さん、よろしくお願いいたします。委員は、今年度で4年目となります。

まず、私ごとなんですけれども、今年の4月からそれまで北千住にある事務所に在籍していたんですけど、ちょっと私、移籍をしまして、渋谷区の代々木のほうに事務所が変わりました。なので、ちょっと足立区とはゆかりが、今、なくなってしまっている状態なんですけれども、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それで、先ほど申し上げたとおり、委員になるのは今年で4年目なんですけれども、これまでやっぱり男女共同参画推進委員会だったので、女性の、あと、子どもの貧困の問題ですとか、あと、ひとり親家庭の問題ですとか、そういうところを議論してきたかなと思うんですけども、去年から足立区にパートナーシップ制度が導入されて、それを契機に去年はLGBTの問題を当委員会で議論して、推進課の名前も多様性推進課でしたっけ、そういう名前が変わってどんどん議論が広がりを見せているのかな

というところで、今年、第8次の行動計画について議論をするというところで、どんどん議論が広がるのかなというふうに思います。

差別の問題って非常に難しくて、いろんな個人の人権を調整しなければいけないところだというふうに思っていますので、そういうあたりで、僕の知識がお役立てできればいいのかなというふうに思っています。どうぞよろしくをお願いします。

#### (内藤委員)

内藤忍と申します。このリストでいうと上から4番目です。

独立行政法人労働政策研究・研修機構というところで労働法政策の調査研究をしている者です。

私も徳永さんと同じで4年目ということになるかと思えます。私の専門は、差別禁止法制、もともとは大学院から、その前からですけど、差別禁止法制を研究しておりまして、特に女性差別ですね、ジェンダーの差別の禁止法制を研究してまいりました。

しかし、諸外国は性別だけを禁止する法制度を持っているわけではなくて、あらゆる属性、様々な属性を同時に禁止する法制度を持っているというところで、私はイギリスが専門なんですけれども、やはりそちらでも9つの属性、例えば障害とか、人種、国籍とか、今、話に出た性的指向・性自認といったものも含まれますけれども、性別だけではなくて、同時に差別やハラスメントを禁止していくという法制度を持っています。

私は、そういったイギリスの法制度を研究する立場から、日本の法制度を見て、もちろん女性差別もひどくて、是正していかなければいけないんですけれども、その他の差別は放置していいというわけではない。

ですから、今の様々な属性に関する差別やハラスメントをなくしていこうという動きは大切、非常にいい流れだと思っています。その観点で今も性的マイノリティに対する差別に関する研究もやっております。

しかし、そうなってくると、今、多様性というワードが出てきましたけれども、何か一つ一つの属性に対する対処法が埋没していくかのような感覚にもなりかねないとか、あとは性別差別是正と、例えばトランスジェンダー差別是正、どっちを優先するのかといったような、あたかも人権保護保障が衝突するかのよう、そのような議論なども、今、起こっているわけですけども、そういうことではないというふうに思っています。

様々社会で起きている差別、ハラスメントについてはどれも是正していかなければならないし、例えばトランスジェンダーに対する差別やハラスメントをなくそうということは決して性差別をそのままにしていとか、女性に対する暴力を防止する動きと相反するわけではないと思っています。

何を言わんとしているかという、今、そういうような社会では動きも実はあるんですね。トランスジェンダーの保護を厚くすれば、性差別是正がなおざりになるんじゃないかと、そういった議論です。

決してそういうことではなくて、性的マイノリティの人のほうが性暴力を受けているというデータもあるぐらいでして、一定の属性を持つ人々はむしろ差別を一緒になくす動きにくみしていかなきゃいけないということなんです。

ですから、こういった動きの中で、一つ一つの属性に関する差別、ハラスメントの現状を忘れることなく、それへの対処をここで皆さんと考えていければというふうに

思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**(松本課長)**

ありがとうございました。

では、ここで事務局をご紹介します。  
依田地域のちから推進部長です。

**(依田部長)**

皆さん、いつも大変足立区政にご協力いただきましてありがとうございます。

この4月から地域のちから推進部長になりました依田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**(高橋係長)**

多様性社会推進課男女共同参画推進係長で参りました高橋と申します。よろしくお願いいたします。

**(三堀係長)**

同じく多様性社会推進課事業調整担当ということで、主に性の多様性に関する啓発、周知等々を担当させていただいております三堀と申します。昨年同様、今年度もよろしくお願いいたします。

**(秋谷主任)**

多様性社会推進課男女共同参画推進係の秋谷と申します。よろしくお願いいたします。

**(星屋係員)**

多様性社会推進課男女共同参画推進係の星屋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**(松本課長)**

このメンバーで1年間やってまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで定足数の報告をさせていただきます。

本委員会は、足立区男女共同参画推進委員会規則の第4条に基づきまして、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くこと

ができないこととなっております。本日は、委員総数13名に対しまして、ご出席が12名で、本日の会議は有効に成立しております。

また、同規則第5条により、当委員会は、公開することとなっております。併せて会議録の作成が必要とされています。会議の内容については録音をさせていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

本日の傍聴人は、1名となっております。

ここからの議事進行につきましては、石阪委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

## 6 今年度の主な検討内容

- (1) 「第8次足立区男女共同参画行動計画」の策定及び「表現ガイド」の作成について
- (2) 男女共同参画推進事業の年次報告書の確認
- (3) 「第7次足立区男女共同参画行動計画」とこれに基づく実施状況調査票（令和3年度）について

**(石阪委員長)**

それでは、改めまして石阪です。よろしくお願いいたします。

今日は、皆さんにご議論いただくというよりは、諮問の内容がどのようなものなのかを確認、共有をすることが主となります。

それでは、事項書に沿ってまずは説明いただくこととなりますが、今、5まで行きましたので、6ですね。今年度の主な検討内容というところ、こちらとなります。

まず(1)「第8次足立区男女共同参画行動推進計画」の策定及び「表現ガイド」の作成についてです。

こちらは課長からご説明をお願いします。



(松本課長)

では、皆様、お手元の資料2、資料3をご覧ください。

今年度は、第8次足立区男女共同参画の行動計画の策定というのが主な業務内容、審議内容となります。

もう一つ、表現ガイドの作成というのもございますが、こちらは、例えば公的表現、かつては許容されていたような表現が、今の時代にはそぐわないということである。いろいろ表現の仕方を改めていく、そんな流れもございまして、この男女共同参画の行動計画をつくるに当たり、公的な情報発信をする際の言葉で気をつけなければいけないことですか、そういったものも一緒に併せて作成し、皆様にご意見をいただきたいというふうに考えております。

まず、資料2、行動計画の策定についてというところから説明をまいります。

本計画の位置づけです。こちらは、男女共同参画社会基本法に規定する市町村男女共同参画計画であり、必須の計画となっております。また、男女共同参画の計画でもあります。

もう一つ、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護等に関する法律というのものも併せて包含するものとなります。

さらに、足立区の女性活躍推進計画というものも包含しております。

この計画ですが、足立区では基本構想、基本計画というものが上位の計画としてあり、現計画の第7次の計画を継承するというような形です。

改めて第8次の計画につきましては、国の第5次の基本計画が令和2年12月にできております。そちらの計画ですとか、東京都の男女平等参画の推進総合計画の内容も勘案して策定していくこととなります。

イメージ図はこのとおりでして、計画名を男女共同参画としていくか、それ以外の言葉にしていくかというのは、今後皆様からご意見をいただきながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

計画期間です。こちらは、令和5年、来年の4月1日から、そのまたさらに5年後を計画期間とするということで、検討を始めるところです。

ただ、今年度のこの計画策定のスケジュールによっては、多少、今の計画が伸びて、新しい計画のスタートが遅れるというような場合もございます。その場合も5年間の計画というような形になろうかと思っております。

昨年度、区民の意識調査というものを実施しております。皆様のお手元にも、今、速報値、このようなものを机上に配付しております。こちらを基にまた次回以降の会議で課題を共有しながら次の計画に何を反映していくかを考えてまいりたいというふうに思っております。

ちなみにこの計画、意識調査の結果につきましては、今月6月27日に議会に報告予定でして、その後は皆様に冊子も含めてお渡しができる予定でございます。

スケジュールにつきましては、お手元の資料3、現時点でのスケジュールとなります。

まずは前半のところ、前計画の振り返りをし、全体の体系図や柱立てをどうするか、そういったことを次回以降、皆様と検討していくような形になります。

パブリックコメントは、大体年明けぐらいになろうかと思っております。その上でご意見を反映し、計画ができていくというような流れになります。石坂委員長からもありましたが、今年度は計画策定があるので、昨年までは大体年間5回程度、会議を開催し

ておりますが、それ以上に開催回数が増えるという可能性が高いです。

次の計画について、冒頭にもありましたが、多様な性に関する取組について盛り込むことになろうかと思っております。

あとは、SDGs、5番の目標であるジェンダー平等という視点も反映していくことになろうかと思っております。

先日、足立区がSDGs認定都市として認められたということもありまして、今後、SDGsの視点についても新計画に盛り込んでいく必要があると考えております。

また、新たな視点としても一つ、男女共同参画というのは、決して女性だけのためのものではないというところがございます。男女ともに進めていかないと女性の参画も進みませんし、男女ともに進めることの必要性というものも新たな計画のほうに盛り込んでいく必要があろうかと思っております。

計画の全体像につきましては、また次回以降、お見せしたいというふうに思っております。まずは基本理念があり、大きな成果指標があり、その下に柱立てや施策、関連する事業や取組がぶら下がってという形になります。先ほど、近藤区長が活動指標や成果指標の話をしましたけれども、これも計画に入ってくるものです。皆様から、こちらでお示しする案についてご意見をいただければと思っております。

こちらの資料2の3ページ目ですが、関連する主な成果指標のイメージがございませぬ。これはまた次回以降、検討していきたいと思っております。

例えばですが、男女共同参画やジェンダー平等、多様性の尊重と意識啓発についての成果指標のイメージは、男女が対等な立場で意思表示や活動ができる、また、責任

も分かち合っているという指標になります。

あとは、昨年やった意識調査のようにLGBTという言葉の認知度などで測っていく、そんなイメージです。

次回以降の会議については、去年は毎月会議をやっていたと思うんですが、今年は1回目を今回6月13日に行いまして、次は8月頃になるかと思っております。その際、7次の振り返りや、今後の課題について検討したいと思っております。本日は皆様にご意識調査の結果ですとか、お手元にある前計画の冊子などを見ながら、課題や次に盛り込んでいきたいといったご意見をいただければというふうに思っております。

秋頃には体系図、全体の計画案をお出しすることを目指しております。

その頃には各施策や指標の検討をするという形です。

年末、うまく行けばですが、12月頃に答申といまして、皆様から検討案についてのご意見をいただき、それを基にパブリックコメントといまして、広く区民の皆様にご意見をいただくという流れになります。それを事務局で反映し、委員会で委員の皆様にお見せするという流れで計画はできてまいります。

こちらの男女共同参画に関する速報値につきましては、また次回委員会までにご確認をいただけるとありがたいです。

## 7 質疑応答・意見交換

### (石阪委員長)

一旦ここで切ります。

この後の7番目のところで質疑応答、意見交換がありますので、ここではもし質問があればここで受け付けたいと思いますが、いかがでしょうか。スケジュールであったり、内容であったりとか、ご不明な点とか

ありますでしょうか。

まず、私が冒頭申し上げたように、かなりちょっとタイトになるということですね。皆さんにご出席いただく回数が増えるということ、この計画の進捗に合わせてということになりますので、秋から冬にかけて回数が増えていくということになります。これがスケジュールとして大きな変更点ということになると思います。

それから、もう一つ、男女共同参画の表記ですが、今までは男女共同参画という言葉が入っていましたが、ここでは、あくまで仮ということですが、足立区ジェンダー平等推進行動計画とあります。私もこの言葉がついに計画に入ってくるようになったなという、そういう時代になったんだなという気もするんですが、こちらについては皆さんからもいろいろご意見をいただきたいと思います。

具体的な骨格、骨子については、後日また出てくると思いますので、いろいろとご意見がある場合は、あらためてその機会にお願いします。

それから、もう一つは調査の結果が速報として出てきました。先ほども課長からお話がありましたけれども、まず、議会のほうにまだ出ていないということですから、それが終わったところで皆様のお手元にはこれが行くと思うんですが、今、資料をご覧になって、何かご意見、ご感想があれば、この後の質疑のところでご発言いただいても構わないですし、持ち帰っていただいて、気になるところがありましたら次回以降の会議の場でご発言いただければと思います。

質問についてはよろしいですかね。

どうぞ。

**(内藤委員)**

確認なんですけど、計画の位置づけのと

ころで、女性活躍推進法の計画なども包含しているという話でしたけれども、よくあるのは次世代法の行動計画と女性活躍推進法の計画が一体にするというのがありますけど、こちらではすみません、不勉強で、次世代法の行動計画はまた別ですか。

**(石阪委員長)**

次世代。

**(松本課長)**

次世代育成でしたら、子ども関連の方です。

**(石阪委員長)**

そうですね。そっちに含まれているという形です。

**(内藤委員)**

了解です。女性活躍推進法に基づく計画と結構一緒にやっているところが多いんですけども、はい、了解いたしました。ありがとうございます。

**(松本課長)**

ありがとうございます。

**(石阪委員長)**

ほかは大丈夫ですか、ご質問、ここまで。それでは、もし何かありましたらまたご意見のところ。

では、続いて(2)ですね。年次報告の確認についてです。こちらも課長からお願いします。

**(松本課長)**

年次報告書の確認について、皆様のお手元にある黄色い表紙の冊子は、昨年皆様にご確認いただきながら作成したものです。令和2年度の事業実績を昨年度の推進委員会で1年をかけてまとめたものでございます。

例年は12月に作成、区長報告という形を取っておりますけれども、去年はコロナウイルスの影響もありまして、3月に書面で

お渡ししました。

今年度も作成をすることになりますが、計画の策定と併せて並行して進める形になりますので、今までとは違う形で実績を中心にまとめるといった形で作成できたらと考えております。

**(石阪委員長)**

ありがとうございます。

これは皆様、昨年度委員として出席された方は、皆様から出たご意見をまとめさせていただいてこの中に配置してあります。私のほうで確認をさせてもらって、最終的に、昨年度についてはたしか、直接お渡しすることはできず、書面でお渡しさせていただくということになりました。

主に昨年度、議論いただいたのは2点ありまして、これは1ページのところに書いてあるとおり、取組みの方向性Ⅰ－4、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、これは例えばですが、今、国としては、政策決定の場になるべく女性の数を増やしていこうということで取組をされていましたけれども、足立区としてどのような取組をされているのか。

たとえば、区役所の職員の管理職比率であったり、あるいは委員会の女性比率だったり、そういった数字を前提にこういった実態を把握しながらさらなる女性の参画を拡大してほしいという、こういう意見をまとめさせていただいたところです。

2つ目が、人権を尊重する社会の情勢ということです。これはパートナーシップ、ファミリーシップが足立区に誕生したということもありまして、それを前提に引き続きこの考え方を人権尊重の精神、社会の実現に向けた政策へ反映させてほしいということで入れさせてもらいました。

これは、足立区としては大きな変化で、

この制度、まだ都内でも実際取り入れていない地域もある中で、足立区は比較的早くこの制度を取り入れました。特にファミリーシップを入れたということは先駆的だといってよいと思います。

**(松本課長)**

ファミリーシップ制度は、今のところ東京都内でも1つだけという状況です。

**(石阪委員長)**

ここまで踏み込んで、ファミリーシップ制度をつくったのはかなり珍しいということですね。

今年度は、第8次計画についても、こういった足立区の考え方や制度を計画の中にしっかりと盛り込んでいくということが求められると思います。

あとは、開いていただくと、これは3ページのところを開いていただくと、第7次の男女共同参画行動計画、これの体系図になっています。例年、この体系図に沿う形で、皆様にご意見をいただきました。

ただ、全部議論すると時間がないので、例年2つぐらいに絞って、集中的に皆さんからご意見をいただくということになりました。

前回で言うと、Ⅰ－4の政策方針決定過程の女性の参画拡大、それから、Ⅱ－1の人権を尊重する社会の醸成、この2つを主に取り上げました。

今、課長からもお話がありましたけれども、今年度は、なかなか日程もタイトなので、例えば、今までですと担当課の方にお越しいただいてヒアリングをしたり、また、昨年は当事者や支援者の方にお越しいただいてお話をいただいたりしてきましたが、恐らくスケジュール的にはかなり難しいと思います。ですので、この成果指標、あるいは数字や状況を見ながらその進捗につい

て皆さんからご意見をいただく、このような形を取らせていただくかもしれません。

いかがでしょうか。ここまで、これについてのご質問はありますか。

それでは、今度は3番目、これは調査のほうですね、(3)は。こちらのご説明をお願いします。

**(松本課長)**

こちらの3番目も今の(2)と関連しておりまして、昨年の令和3年度の実施状況につきましては、今、石阪委員長がおっしゃったとおり、計画の策定年次と並行して、策定年次で並行した作業が必要になりますので昨年とはちょっと異なる内容、スケジュールでやっていく予定となります。

年度末の完成をこの年次報告書についても目指してまいります。計画の進捗によっては年次報告書のみを先に完成させることも考えられると思っております。

年次報告書の作成も並行して進めながら、前計画の振り返りや、新たな計画の柱立てなどを皆様と検討することになりますので、スケジュールが非常にちょっとタイトになってしまい申し訳ないんですけれども、次の計画には意識調査の結果ですとか、皆様からいただいた意見を反映できるようにしてまいりますというふうに思っております。以上です。

**(石阪委員長)**

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。先ほどの年次報告と、それから今回の第7次の行動計画とこれに基づく実施状況調査票についてですが、いかがですか。

それでは、事項書にはないんですけれども、市民の意識調査の結果の速報がありますので、どんな結果が出てきたのか私も実は知らないの、確認していきながら、も

し皆さんからご質問、ご意見があればここでお願いできればと思います。

1ページめくっていただくと、これはかなりの大規模調査になります。3,000名、回収率は37.9%ですけれども、郵送調査ですとそんなに低い数字ではありません。かなり回収できたというふうに我々は見ています。

項目ですけれども、女性活躍やワーク・ライフ・バランス、ハラスメント、男女共同参画、多様性、こういった点を伺っているということになります。

こちらその次、2ページのところですが、結婚、出産後も女性が仕事を続けることに9割、約87%が肯定的、就労継続は5割強を占め、再就職は3割台半ばということですね。

これは、日本の場合は一旦仕事を辞めて、子どもが小さいときに辞めて再就職をする、そういう希望をされる方が結構多いんですけれども、これが大体34%程度ですから、一定数、いらっしゃるということですね。

**(石阪委員長)**

P4のところに参照がありますので、細かなデータについてはそちらのほうをご覧ください。

そして、次、ワーク・ライフ・バランスですが、ワーク・ライフ・バランスという言葉の認知度、これはちょっと僕も低いなと思ったんですけど、4割強なんです。42%の人がワーク・ライフ・バランスを知っているというふうに答えました。逆に言えば、その残りの人たちは知らなかったということでもあります。

これは足立区がずっと取り組んできた一つの課題でもあって、企業なんかにもお願いをしてワーク・ライフ・バランス推進企業といった制度もつくったんですけれども、

内容まで知っている人というのが40%なんです。

言葉だけ知っているというのは、合わせると60%、3分の2ぐらいになるので、まだどうなんだろう、足立区として熱心に取り組んできた点を鑑みると、少し低いかなという気もいたします。

それから、ワーク・ライフ・バランスの取組の周知状況ですが、周知されていると感じる人の割合が1割台半ば、こちらに反映しているということですね。制度として足立区が特に計画で取り組んできたことがなかなか区民に浸透していないという状況です。

それから、次、配偶者、パートナーに不満がある場合、言わないと家事、育児をしてくれない、男性は3%、女性は25.0、これ圧倒的に女性のほうが高いということですね。

相手がやってくれるのは当たり前と思っている。男性6.4に対し、女性が28.2、これは男性の少なさよりも男女の差ですね、圧倒的に女性のほうが多いということです。パートナーに不満があるケースの一つの例ですけども、この家事・育児に対する男性の参加の低さを反映しているのかなという気もいたします。

ほかにもデータがあるんですけども、まずはこの表を見てお話をしていきます。

次、教育の場で力を入れるべきことですが、男女の別なく、個性や能力を生かせる指導の充実が5割と最多になっている。これは、学びや学校生活の中でこの男女の差、これを関係なく進めていく、個性を生かせる場を充実させる、これを力を入れてほしいというのが5割。

その次、9ページのところに書いてあるとおり、例えばセクハラ、DVなんかもあ

りますし、それから、教職員の研修は一番低かったですけれども、特に子どもたちに個性や能力を生かすために男女の別なく指導してほしいという点。

恐らく混合名簿の導入なんかも足立区はほぼ進んでいるというお話も伺っていますし、それから、先ほどありましたけど、水着とか体操着というのはまだ調査が待たれるということで、たしか昨年委員会でも取り上げられた話題ですね。

また、もし皆さん、こういうところでお気づきの点があったらまたコメントいただければと思います。

裏面に行っていただくと、今度はDV・ハラスメントですけども、こちら、これはやっぱりゼロを目指す、もちろん、当たり前ですけども、ただ、現実には相談できなかった、相談しようと思わなかったと回答した人の割合が50%、つまり半分の方が相談しようと思ったけど、できなかったということですね。あるいは相談をそもそもしなかったと。

なぜか。相談しても駄目だと思ったとか、自分が我慢すれば何とかなる、これが7割いらっしゃる。つまり自分が我慢すればいいんだという、これはすぐに相談するというのはDVの場合は鉄則ですので、むしろ相談者にどうつなぐのかということ、これが一つ課題ということになると思います。

それから、今後、どうするかということですが、啓発、これは44.5%となっています。家庭内でも暴力は犯罪だという意識の啓発ですから、これは職場、あるいは、そういうところだけではなくて、家庭内でもというところが一つポイントになってくると思います。

それから、あとはシェルターの整備だとか、あるいは警察との連携だとか、加害者

への対応、処罰、そういったことを含めて数値が高くなっています。

それから、次、LGBTの認知度ですけども、これ、8割台で、これが逆に私は非常に高いなと思ったんですけども、LGBTに対する少なくとも理解はかなりある。知っていると言った人、それから聞いたことはあるが、詳しい内容までは分からない、これを合わせると85%ですね。

それから、LGBT当事者が暮らしやすい社会の実現に必要なことは何か。こちらについては、周囲の人の理解や偏見・差別の解消、これが6割強ということですので、まずは周りの方々が偏見とか差別の感情を持たずに接するということが非常に大事だと。

それと、次には制度の見直しや差別の解消。それから、昨年かなり時間を取りましたけれども、例えば、トイレ等々ですね、公共施設、こちらのほうの整備については33.6%の人が必要と思っています。

そして、性的マイノリティ等によりいじめを受けたり、見聞きした経験があるかどうか、これは1割、10%程度で、その大半が学校ということになっています。ですので、学校教育の現場での様々なケア、こういったものが必要になってくるのかなという気がいたします。勤務先はむしろ27.5ですから圧倒的に学校、それから地域でもあるんですね。

というデータ結果です。これもあくまで速報値ですし、概要版ですので全てを網羅しているわけではもちろんありませんが、ここまで報告がありましたけど、まずは調査の内容も含めてご質問、ご意見がもしあればいかがでしょう。大丈夫でしょうか。

内藤さん、どうですか。

(内藤委員)

ありがとうございます。今日は速報版ということで、多分、今回のデータだけの結果になっていると思うんですけど、今度、ご説明いただくときは経年変化というか、そういう形が、同じ設問の場合はそのようなことができるようになっていきますか。

(松本課長)

はい。

(内藤委員)

じゃあ、そちらを参照したいと思います。大分、多分、ちょっと今、見た感じでも、例えばワーク・ライフ・バランスの認知度ですとか、そういったものも前回調査より大分上がっている感じですよ。

(石阪委員長)

上がってはいるんですよ。

(松本課長)

これでも上がっております。

(石阪委員長)

言葉を認識するというのは意外に難しく、ワーク・ライフ・バランスって割と難しいですね。もっと短い言葉だったりすると、逆にLGBTなんていうのは物すごく定着しましたね。

皆さん、ご存じの方、85%、こちらもちよっと前まではなかなか理解したり、見聞きしたりする経験はなかったと思うんですが、特に足立区ではこの間、そういった制度ができたということも一つこういった認知につながっているのかなという気がいたします。

もし何かご意見、ご質問があればどうぞ、挙手で、いかがでしょう。

あとは学校の現場での課題ですよ、男女平等、先ほどちょっとありましたけれども、水着のお話とかもいただきましたけれども、PTAの方はいかがでしょう。どうでしょうか、学校の現場での男女の別なく

個性や能力を生かせる場を充実させるべきだという人は5割ですが、よろしいですか。どうぞ。もし何かあれば、こういう点がまだ不平等であるとか、なかなか進んでいないとか。

**(山下委員)**

そうですね、ここで昨年度お話しさせていただいたときに学校のほう、あと、小学校PTA連合会のほうにも話を持ち上げたんですけども、やはりそういった問題がほかの学校にもあるみたいで、ということはやっぱこれからまた、途中で終わってしまったので、今年度もそのお話に触れさせていただくときに、もっと連合会のほうにもちょっと詰めてお話をできたらなと思っていますので。

**(石阪委員長)**

ありがとうございました。

どうぞ。

**(内藤委員)**

今、石阪先生が男女を意識させる服装という観点でさっきおっしゃったんですけど、多分、昨年度もここで、その観点ともう一つ、やっぱり女性の例えば水着なんかは、男性よりも肌の露出が多いという、性的な視線にさらされるという側面が、これは子どもたちだけではないですけど、いろんな競技なんかでもレオタードがそうじゃないかという観点で言われていますけど、そういう観点もというか、そういう観点がより少し重大なのかなと。

やはり2つ観点は少なくともあるかなというふうに感じました。

**(石阪委員長)**

そうですね。特に水着とか、露出の多いものについては。

**(内藤委員)**

水着とか体操着ですね。あとは、中学校、

足立区さんでも制服ですよ。

**(石阪委員長)**

制服があるので、例えばですけども、ジェンダーレス制服という言い方もありませんけど、スラックスにしたりとか、そういうことですね。

**(内藤委員)**

それでも、やはりどうしても肌の露出が多いのはどちらかと言えばスカートというふうに決まっている女性のほうかなというふうに思うので、どうしてもやはり子どもたちは短くしがちだったりするので、肌の露出がどうしても多くなっていて、性的な視線にさらされたりとか、あとは性犯罪に通学途中に遭ったりということもあるので、そういう観点も一つあるかなというふうに思いました。

**(石阪委員長)**

これも私の居住地の近くの中学でもそうですし、足立区でもそうらしいんですが、例えばですけど、白いワイシャツやポロシャツをやめて紺にするようなところも最近増えています。下着が透けないということですよ。

学校側の改革によって変わってきているという気もしますので、ただ、またその辺のエビデンス、データがないんですよ。どうなんでしょう、これは。

**(松本課長)**

昨年は、制服の検討委員会に私も委員で出席をしております、その中で今年度は、できることから制服は見直しをしていくこととなっております。

早速、ポロシャツやスラックスを選べたりというような、時期や着るものについては、各学校によって違いますけれども、色々な検討がされている状況です。

**(石阪委員長)**



ありがとうございます。

また、この行動計画の中にそういった観点が盛り込まれると、ある種の計画としての強制力が出てくるので、学校としても計画に沿った形で、見直していくことにつながるんじゃないかと期待したいと思います。

ほかはいかがですか。大丈夫でしょうかね。

あとは、データを見ると、先ほどのワーク・ライフ・バランスですが、こちらは新しい計画でも同じく推進はしていくということになりますけれども、例えばワーク・ライフ・バランスの推進企業の数というのはどうなんでしょうか。年々増えてはいるんでしょうか。

**(松本課長)**

そうですね。若干増えてきまして、昨年112社になってはおります。

**(石阪委員長)**

ただ、なかなかこの啓発も大変で、特にコロナの不況の中で、ワーク・ライフ・バランスを進めながら企業の利益を落とさずにやっぱり頑張ってもらおうという点でいうと、そのあたりの説明の仕方の工夫というのも、今後求められるのかなという気がします。

単純にこれを導入してくださいということではなくて、これが経営の改善や、あるいは利益率のアップにつながるんだというところも企業にとってみるとかなり大事なところですので、こういった啓発の仕方も考えていかないといけないと思います。例えばハローワークに応募してくる会社というのは、募集を出す際、その辺はかなり配慮はされているということでしょうか。どうでしょう。

**(小島委員)**

私どもの業務である求人票への表記です

が、子育てに理解があり、その体制が整っている企業の求人票に#（ハッシュタグ）マザーズという用語を使っております。その周知が子育て中以外の方にも良いイメージとなり、会社のPRに繋がる可能性があります。

**(石阪委員長)**

しているんですね、PRをね。こういった企業に名を連ねているのであれば、PRするということは非常に大事なことだと思いますし、そういう仕事を求めてこられる方というのはやっぱりその辺の視点というのは大事にしますか、どうですか。

**(小島委員)**

そうですね。そこをポイントとしてご覧になる方も多いですし、子育て以外の方たちもそういう理解がある会社に勤めたいということで応募される場合もあります。

**(石阪委員長)**

そうなんですね。子育てと関係ない方もね。

**(小島委員)**

関係ない方であっても、企業のイメージアップにより応募したいという方は多くなってきております。

**(石阪委員長)**

ありがとうございます。

ということで、こちらのほうは恐らく今後も議論はあると思いますけれども、ワーク・ライフ・バランス推進企業、これをどう増やしていくか、この活動運動をどう広めていくかということは一つ課題になると思います。

それから、最後ですが、LGBTのところですけども、こちら昨年度かなり議論をいただきました。これはかなり認知度も上がってきましたし、やはり差別や偏見の解消ということ、これが必要だということ

とが63%になっています。

ただ、これも昨年、たしか私が申し上げたと思うんですが、国のほうは、これを結局、法律化することができなかったわけですね。理解促進も駄目でしたし、差別解消、これは野党から上がってきましたけれども、国会に出てくる前に議論自体がもうそこで終わってしまったという経緯もあります。

なかなかこの歩みというのが国を待っていると進まないということもありますので、こういった足立区をはじめ基礎自治体が、この点については取組を進めているというのが実態だと思います。

今、足立区も制度そのものを要綱で立ち上げて昨年度から歩み始めたんですが、計画の中にはまだどこにも入っていません。ファミリーシップと、それからパートナーシップですね。ですので、今度はこの計画のほうを踏まえてこの制度を充実させていくということになります。

ただ、ちょっと課題は、やっぱりそうなってくると協力体制の中で学校の中でのいじめの問題です。これはちょっと看過できない、かなり数が突出してしまっていて、普通、LGBTというと、我々はどうしても職場でのいろんな差別をイメージしがちなんですが、かなり子どもの頃からというのは変ですけども、小中高、このあたり、大学も含めてですね、このあたりで実際にいじめを受けたり見聞きしているということですので、教育現場への啓発というのは非常に大事になってくると思います。

これは片野さん、そうですね。

#### (片野副委員長)

今、学校現場に入っています、先日も2年生の女の子がぎゃあぎゃあ泣いていたんですね。何でと言ったら、髪の毛を短く切ったら男みたいって言われたって、それ

で泣き出して授業にならないので保健室にちょっと来たということがあったんですね。

やはり何とかだからというのをなくしていかなくてはいけないんだなというのは思っています、そういう髪の毛が短かったら男、長かったら女みたいな、そういうある意味、バイアスですよ、その辺をなくしていくことが教育現場でそこで先生がどう対応されたのかまでちょっと私は分からないんですけども、私自身は、その女の子には、これはあなたが泣くものでも、悔しいのは分かるけれども、泣くということじゃなくて、怒りなさいって言ったんですね、実は。

髪の毛が短いから男というのはおかしいでしょうと。先生、髪の毛短いけど、おじさんですかとかって言うってんですけど、ズボンをはいていたら男みたいとか、青いのを着ていたら男と言われたとか、まだまだそういうものが小学校の中であるということなので、やっぱり家庭の中にも社会の中にもあることが出ているんだなと思います。

この辺はやはりしっかり教育現場で先生たちが言うていくことが必要なんじゃないかなというふうに思っています。

#### (石阪委員長)

ありがとうございます。

この問題は、やっぱり子どもたち自身で考えるというよりは、親とか周りの人たちがそういうふうにいるから自分たちもそうだと考えてしまうということですね。その辺、親をどう啓発するかということなのかなという気もします。学校で一生懸命教えても、家庭に帰るとまたそういった話をしてしまうとなかなかなくなるということですね。

それから、もう一つは、例えば、小学校

で今、校則はないと思うんですけど、中学校に入ると髪長の長さが男女によって違うというのはあるんです。

これを男の子は結構最近不満に思っている人が多いらしくて、なぜ女子は髪を長くして、男の子は後ろ刈り上げだとか、眉毛にかかっちゃいけないみたいなことを言われるのか。

髪で長さが男女の差がもしないのであれば、男の子も長髪にしたりとか、ポニーテールみたいな感じで学校へ来てもいいじゃないかという理屈もあるんですね。

ただ、この問題というのは社会通念上、どうするかという、つまり我々大人たちがつくってきた常識とどれだけ離れているかというところの差なので、校則というのは、ここが非常に難しいんですね。平等を突き詰めていくと、確かに髪型が男女によって校則で違う、長さが違うというのはおかしいという考え方も一方では言えるわけです。

ただ、社会通念上、さっき言ったように男の人は短くて、女の人は長いのがオーケーだということであれば、校則もそれに準ずるとしても一つの考え方ですし、これは実は大人のほうもある程度、揺れ動いて、どの辺で線引きをすればいいのかと。こういった問題も併せて、例えば区としてはどういう考え方で行くのかとか、そういう問題にもなるのかなという気がします。

片野さん、これは難しいですよ。

**(片野副委員長)**

難しいですね。高校になるとある程度自由になってきて、男の子でもポニーテールの人がいたりとかしますけど、中学でどうするかというのは一番、小学校はまだそこまで厳しくないで、かなり長い髪の毛の子もいますけど、男子でもいますけど、やっぱり中学が一番多感な時期でもあって、

制度と平等という法的なものをどこで相入れていくのかというのは非常に難しいです。

**(石阪委員長)**

難しいですね。

はい、どうぞ。

**(内藤委員)**

ありがとうございます。この問題、2つちょっと側面があると思っていて、ルールとして学校なりの組織がどういったルールを、服装とか髪型について示して守ってもらうのかという問題と、そういったルールの下、あるいはルールがないところで、違う風貌をしてやいのやいのもありの人がいじめたり、何か相手が嫌がることを言ったりするということは別問題かなと思っていて、これはこれでちょっと議論が重たいものを結構話さなきゃいけないんですが、いずれにしても相手が嫌だと。

今の片野さんの例で言うと、男みたいと、男みたいでしたっけ、と言われたら嫌なわけですよ、その女の子は。それを言っているかどうかというのは、やっぱり人権問題だと思うんですね。もっとひどいことを言う場合もあると思いますし、そのところでちょっと思ったのは足立区で子どもの人権を守る取組というのがここに関係してくるかなと。

今、子どもの人権条例とかをつくっている自治体もありますね。その中で必ずちゃんと人権を守るということを書いていて、そのあたりはどういう状況にありますでしょうか。

**(松本課長)**

足立区は、人権推進指針があってそこで見ていく形となっております。

**(内藤委員)**

ということは、子どもに限らず、全体ですね、大人も含めた全体の人権という観点

で指針ができています。

**(松本課長)**

指針の中には、女性、子ども、高齢者など、色々なカテゴリーがあります。

**(内藤委員)**

ありがとうございます。

多分、その辺の施策と連動していかなければいけない、特に性的マイノリティの本当にこのデータは重要だと思っていて、職場でもかなり受けていて、これも大人なので大変問題なんですけど、やはり子ども時代の打撃が大きいので、やっぱり人権施策と組み合わせて進めていく必要があるのかなというふうに感じました。ありがとうございます。

**(石阪委員長)**

結果的には、これ多様性を共有できない、つまり人とは違うとか、違った生き方をするということが共有できないところが、ある種、差別や偏見につながっているという側面もあるので、本来であれば、先ほど言ったように小学校、中学校のプロセスの中でいろんな生き方、考え方、風貌も見た目も含めて、本当は自由にできるというのが理想的なんですよね。ただ、教育現場の先生から言わせると、そうすると無法地帯になってしまうとか、別の問題が出てきてしまうわけです。ですから、学校という組織はなかなか変わらないのかもしれない。

この多様性、多様な考え方をどう学校現場の中で啓発していくのかというと、先生自身よりは、やっぱりよそから第三者が入って一緒になって学校を変えていくような、そういう仕組みや仕掛け、さらに言えば職員と一緒に勉強していくような、そんなことをしていかないと難しいのかなと。

たしか去年のお話ですと、教育委員会がやっぱり中心になってリーフレットを作成

して、特に東京都でしたかね、東京都のほうで何かマニュアルみたいなものがあったと思いましたが。

**(松本課長)**

足立区です。

**(石阪委員長)**

足立区でしたか。それを各学校に配布をして、先生方で勉強していくという、そういうお話を伺ったんですけども、それだけで大丈夫かなという不安もあるので、何か先生たちだけではなくて、いろんな専門家や当事者も入れた、そういうような試みというのを足立区でやってもいいのかなと個人的には思っています。先生向けの研修というのはそれ以外は何かない、どうなんでしょうか。

**(松本課長)**

教育委員会では、LGBTに関して先生たちの研修をやっております。また、先生向けのマニュアルも去年できていますし、去年は、うちの課でもLGBTの啓発冊子というのを作りまして、小中学校の教職員全員に行き渡るよう、現在配布中でございます。

**(石阪委員長)**

徐々に教育的な効果は出てきそうですね。

それとあとは、先ほども言ったように親とか家庭の問題でしょうかね。今度はPTAをはじめ保護者の方に向けた啓発ということになるのかなという、次の段階としては。

このあたりもし何かいい案があればこの場を出していただけるといいのかなと。こういった差別や偏見をなくしていく、そういう研修ですよね。どうですか、そういうことって田中さん、やられていたりするんですかね、中学校のPTAでは。

**(田中委員)**

やってはいません。

**(石阪委員長)**

そうなんです。それも何か今後一つ検討していく必要が出てくるかもしれないですね。こちらの計画の中にそういった点、啓発の中で学校、保護者等々含めてそういうところが必要かなという気がします。

ほかはどうでしょう、何か、視点、論点、何でもいいです、皆さんお感じになったこと。よろしいでしょうか、どうだろう。

なかなか、今、ぱっとデータを見て具体的にといってもあれですし。

どうぞ。

**(片野副委員長)**

私、ちょっとDVのところがとてもショックな結果が出ていて、相談しても無駄だと思ったというのがすごく多くて、先日、私もこのDVのことで関わる機会があって、やはり警察に行っても緊急性がなかなか、肉体的な暴力がないとなかなか認められないという、モラルハラスメントをずっと受けていても、相談しても緊急性がないとみなされてやっぱり帰されてしまう。そこでもう諦めてしまっているのかなというのはすごく感じたんですね。

だったら、ほかに相談に行けばいいのになって思うんですけど、やっぱり諦めてしまっている。繰り返し繰り返し、周期みたいな形で諦める、またなる、行動するという、その繰り返しをしているので、やはり繰り返しの中で根気よく寄り添っていけるといところが、区でも女性相談など窓口があるにもかかわらず結びついていないという、これは現実かなというふうに受け止めたんですが、どうでしょうか。

**(石阪委員長)**

一つ繰り返し中でやっているうちに自分で諦めてしまうというのも一つですし、冒

頭、私が申し上げたとおり、相談しても無駄というのがすごく高いのは何が原因なのかというところはちょっと突き詰めないといけないですよ。

数としては結構相談につながっていたりする。警察が一番多くて46.5で、その次が区で29.5ですから、一応今、区の相談機関というところが2番目に多いわけですから、ただ、見方を変えれば3割しかつながっていないというふうにも、認知ですかね、これは認知度ですね、10ページのところ、認知度、区の相談機関、知っているということですね。

これは多いと思ったんですよ。警察は多分みんなご存じだと思うんですけど、少なくとも区の相談機関を知っているという人が30%いる。これはかなり私は、これ多いですよ。どうなんでしょうか。

**(松本課長)**

比較をほかの自治体としていないので何とも申し上げられないところではあります。

**(石阪委員長)**

もっと知っていてほしいということですね。

**(松本課長)**

はい、もっと啓発が必要だと思っております。

**(石阪委員長)**

啓発もいろいろやっていましたよね、足立区はね。

**(松本課長)**

そうですね、チラシを作るなどもしております。

**(石阪委員長)**

チラシとかもありましたしね、いろんなところに貼ったりとかもたしかしていたと思うので、ということです。

結局、相談できない、実際被害を受けた

人が相談できない、あるいは相談しようと思わない、これを合わせると5割に近づくと、こういうことになります。

これも何とか5割いる、つまり5割の人はDVを受けてもどこにもつながっていないという、結局これがかなりヘビーなケースになると、こんな看過できないようなものになったら困るということで、本来であれば初期の段階からつながるといいと思うんですが、これはどうやって下げていけばいいのかなかなか難しいところですよ。今、啓発については、足立区は一生懸命やってこられてやっているんですけども、これは徳永さん、どうでしょうかね、このデータは。高いんですかね、これ50%、相談しても無駄だとか、これはやっぱり弁護士さんのところに例えば相談なんか来るとするのは、いろんなところを経由して最終的には来る。

**(徳永委員)**

警察に弁護士に相談したほうがいいよと言われて来るケースが多いですね。

**(石阪委員長)**

行き着くのは大体警察経由で、一回警察に行って。相談機関からというのはあまりない。

**(徳永委員)**

相談機関からはあまりないですね。

**(石阪委員長)**

とにかく弁護士さんのところに。

**(徳永委員)**

相談も、そこまでは多くない。

**(石阪委員長)**

そうなんです。

**(徳永委員)**

僕の印象として、相談に来れる人ってすごいなという印象です。

**(石阪委員長)**

むしろこれってそこまで多くないという、普通は来ない、あまり。

**(徳永委員)**

来れない人のほうが圧倒的に多いんじゃないかなという印象はありますね。

**(石阪委員長)**

でも、これがやっぱり、最終的にはそれでは困るわけで、一人で抱え込まずにまずは相談というところに行くにはどうすればいいかということですけど、これはなかなか難しいですか。区としてどうなんでしょう、これは何か対策は。

**(依田部長)**

すみません、本当は自分が発言しちゃいけないのかもれしないですけど、実は4月まで危機管理部長をやっていたので、DVの話とかもたまに耳に入ってはきていました。

区役所には警視庁から課長と係長が派遣で来ていて一緒に対応するんですけども、DVの専門の警察官が各要所において、それぞれ話を聞く機会があったんですけども、DVを受けて警察に相談に来る方って当然たくさんいらして、ほとんどの女性が1時間ぐらいこういうことをされたんですという説明をするそうです。

ところが、1時間ぐらいたつとやっぱり私が悪かったんですってひっくり返っちゃうそうなんです。私は、被害者なのに私が悪かったんですというのを、今度説得するのにまた二、三時間かかるそうです。ちゃんと被害届を出しなさいと、保護してあげるからと。

その話を自分が聞いていていつも思っていたのは、被害者たる奥様が、妻が一種洗脳されちゃっているのかなという気がするときもあったのと、やっぱりこういうのは被害ですよ、DVですよ、何がDVか

をきちんと区が周知していかなきゃいけないんじゃないかなど。何をもってDVとするのかと、金銭DVの方もいますけど、やはりこういうことはDV被害だからきちんと区役所とか警察に相談しなさい、弁護士の先生に相談しなさいという分かりやすい表現を今までDVという言葉で片づけていたのがいけないのかなというふうには少し思っています。

**(石阪委員長)**

人によっては、DVっていうのもっとへビーじゃないと相談に行っちゃいけないんじゃないかみたいな、これぐらいはDVとは呼ばないんじゃないかというふうに思っている方がいるんですね、まだね。

**(依田部長)**

そうですね。地域のちから推進部、いろんな施設をたくさん持っているので、施設の管理者の方々とお話したときも、こんなんで警察を呼んでいいんですかみたいなことを言う方もたくさんいるんですね。

窓口で暴れているんだったら警察を呼んでいいですよという話をするんですけど、DVの何がDVなんですかと、今、委員長がおっしゃったように重軽が個人では分からないんですね。これで相談に行っているのか、これはたたかただけだからDVじゃないんだと思っている方もたくさんいるんじゃないかなど思っています。

**(石阪委員長)**

ですので、DVの中身ですね、DVという自分には関係ないというふうに思ってしまうという、極端に言うと夫婦げんかとDVってどう分けるんだというぐらいの感じの人もいるわけですね、中にはね。

そんなことで警察に行ってはまずいんじゃないかとか、つまりそのハードルを低くしてあげることも検討する必要があります。

逆に言えば、DVという言葉を使わないということも一つの手かもしれない。言葉を使わずに、具体的にこういうケースだったら行ってくださいみたいな、今のお話だとそうなってくるのかなという気がします。

それからもう一つは、相談しても無駄だと思うのはなぜかというところだと思うんですね。結局、自分の例えばパートナーから暴力を受けた場合、パートナーが変わらない限りは無理なんじゃないか。ある種のさっきの片野さんの話じゃないですけど、繰り返しされていると結果的に相談に行っても何の解決にもならないよねというふうに思ってしまうことが問題だと思うんですね。

相談することによってむしろ解決につながるんだというところを何とか示さない限り、この問題ってなかなか難しい。結果的には元の日常に戻ってしまうという、相談をしてもね。ですから、この支援の在り方も大きな課題になってくると思うんですね。

どうぞ。

**(内藤委員)**

さっき石阪さんがおっしゃったネーミングの問題は結構あると思っていて、ちょっと分野は違いますけど、パワハラが私の専門なんですけど、職場のパワハラもパワハラとかハラスメント相談窓口とやると、同じように4割ぐらいは我慢して来ないんですね。

そういうときに、なんでも相談窓口というふうに、そういうネーミングをつくっている企業とか、労働組合なんかはあって、そうするとかなり敷居が低くなって、些細な問題でも寄せてくれる。

でも、その中にハラスメントの芽みみたいな問題が含まれていて早期に解決すること

ができるということがあるので、そういうDVって自覚していない層とか、したくないとか、そういうふうに信じたくないという人たちも気軽に相談できるという意味では、そういうやり方も一つあるかなと。

もちろん、DVの相談窓口とは別に設けてもいいですし、もっと何でもいいですよという感じでやるのも一つかなというふうに思いました。

あと、やっぱりパワハラなんかはそうですけど、人間関係が悪くなったり、さらにハラスメントがひどくなる、相談によって、そのことを非常に恐れているんですね。何の解決にもならないと思ったからというのは非常に多いんですけど、やっぱりその後、自分に結局、相談したことの不利益が自分にかぶってくるというおそれが強いという側面もやはりDVでもあるんじゃないかなと。

だから、そういうところをどういうふうにしてそういう心配を感じさせないようにするかということと、あと、相談できない層、この10ページの相談できなかったとか、相談しようと思わなかったという人、啓発が足りていないということもあると思うんですけど、こういう層にどう訴えかけるかという、やっぱりどうやっても訴えかけられないという可能性もあって、つまり、待っているだけじゃ駄目なんじゃないかと。

多分、それぐらいは行政としてもう対応されているとは思いますが、やはり周囲のヘルプが、さっきおっしゃったように自分から来られるというのはすごいエネルギーも要することですし、前提として知識もあるということもあるんですけど、そうでない人はずっと抱えて本当に悲惨なことになると思いますので、どうにか周囲がサポートしていける、探し出してくるぐらいの

ことができないかなという感じはハラスメントの問題ではいつも思っているんですけども。

#### (石阪委員長)

本当は、アウトリーチ型の支援みたいなものができればいいんでしょうけど、恐らく今、やっていないですよ。直接、行政の方がそこに行ってサポートするというようなことは、訪問するとか、あるいは電話でもLINEでもいいんですけど、確認するとか、そういうところまで本当は行くと敷居が低くなるのかなと。

要するにこれは待っているだけですよ、基本はね。そうなってくるとなかなかこういった相談しようと思わない、できないというところが減らないのかなという気がしますし、なんでも相談室というのは面白いアイデアで、まずはそこでいろんな相談事を拾って行って、これはちょっとまずいというケースについてはDVの専門家のほうに入ってきてもらうという。今、職場にあるんじゃないかな、そういう比較的敷居を下げて何でも相談してくださいというところ。どうなんでしょう、皆さんの職場でもありますか。いわゆるDVとかハラスメント相談室みたいなのではなくて。

ちなみに大学にはあります。学生向けですけれども、学生の相談も非常に多岐にわたっているんで、悩みは。まずはなんでも相談室というところで気軽に相談に来ると。そうするとそこにはいろんな問題ですね、暴力や貧困の問題というのも入ってくるので、それは専門家につなげていくんですけど、その2段階型の支援みたいなものも必要なかもしれないですよ。

足立区はなんでも相談室はあるんですか、そういう、これはちょっと行政は難しいかなと。



**(依田部長)**

区民の方向けですと、コールセンターそのものがいろんな方が問合せをしてくる。そこで振り分けをしていますので、ただ、なんでも相談室という名称にはなっていないので、区民の声相談課とかで相談は何でもお受けしていますけど、一般の方にそれがそういうふうに伝わっているかというところを決してそうではないと思います。

**(石阪委員長)**

恐らく区がそれをやると大変なことになるでしょうね。いろんな本当に次から次へと何でもということになると、隣近所の話から、例えば道路の話からということになってしまうと、多分、区としても対応は難しいと思うんですが、ただ、このDVに関しては、ちょっとDVという言葉自体が一つ大きな壁になっているというご指摘もあるので、それを緩和するような、そういう入り口を低くするみたいな、そういった支援は必要なのかもしれません。ありがとうございます。

ほかはどうですか、いかがですか。DVもそうですし、あとハラスメントについても、今回、セクシャルハラスメントもこれに入っているのかな、DV・ハラスメントですから。

そういう意味では職場でのハラスメントや、先ほどの学校での子どものこういった発言なども、これもある種のハラスメントですけれども、あとはよくあるのは学校の先生のハラスメントもあるんですよ、子どもに対する何気ない一言が子どもを傷つけてしまうとか、そういうこともあるということですから、DVプラス、ハラスメント、この問題も恐らく今後、この計画の中には配置されていくと思うんですが、また皆さんにご意見をいただければと思います。

では、よろしいでしょうか。

一応、これは、仮の速報値ですので、熟読する機会がこれまでなかったと思うんですが、これをまたお手元に置いて、もし気になる場所があったら、次回以降、またご発言いただければと思います。

それから、8次の計画については、これはやがて骨子みたいなものが出来上がってくると思うんですけど、今のところはこのような形で進めていくということになっていますので、こちらのほうもまた皆さん、特に秋以降中心に皆様からいろんなご意見をいただくことになると思います。

それでは、ここまでの議論、7番目ですね。質疑応答、意見交換はこれで終了ということにさせていただきます。

## 8 その他

**(石阪委員長)**

8番目、今度はその他になります。

皆さんにご協力いただいた業者の委託講座について、こちらもここに入ってきますが、恐らく昨年度の委員の方ですね、これは。その他について事務局のほうからお願いします。

**(松本課長)**

こちらは参考1という資料が皆様に評価をしていただいた委託事業者の評価結果となっております。お忙しい中、皆様、ありがとうございます。

こちらは、初めての方もいらっしゃるの、男女共同参画を進めるためにいろいろな啓発講座をやっておりまして、その一部委託講座に関して、チラシですとか開催実績を基に委員の皆様にご評価をしていただくというものです。

実施時期が年2回でして、上半期分を10月、下半期分を3月に予定しております。

詳しい内容はまた評価が近くなりましたら改めてご案内をいたします。

**(石阪委員長)**

それでは、改めてちょっと参考資料を確認させてもらいますと、まず、こちら、縦になっているのが総合評価表と書いてあります。点数と書いてあるのは、これは平均点ということですかね、10点満点中8点とか書いてあります。

ちょっと主な意見のところ、特に8点を取ったところは比較的ポジティブな意見が多かったんですけども、例えば、募集人数のところ、こちらについては6点、それからチラシのデザイン、体裁、こちらも6点と非常に低かったところがあります。

その主な意見のところを読ませていただくと、例えば募集人数のところですが、曜日や時間帯などでミスマッチがあったのではないか、企業向けのオンライン講座であれば、夜間の開講も検討してはどうかと。つまり、企業の従業員の方が参加されるような講座であれば、もうちょっと時間、これを検討してもいいのではないかという意見。

それから、チラシのところですが、これはちなみに今、お手元に皆さん持っているチラシなんかはこれからのものですかね。

**(松本課長)**

そうですね。後でまた事務連絡で。

**(石阪委員長)**

ちなみに、講座の場合、チラシを作っていたんですけども、このチラシについての評価、これは昨年度のものになりますが、情報を盛り込み過ぎて若干分かりにくさを感じる。半期の講座をまとめたチラシを作ってみてはどうか。2つの意見ですね。

つまりこれ、これはともかくとして、前

回のものについては非常に細かかったと。

それから、これ、今までチラシというのは一回一回チラシを配っていただいていたんですけど、例えば自分の予定がある方もいらっしゃるので、半年分まとめてチラシにしてみてもどうかという、こういったご意見もありました。このあたりはちょっと点数が低かったところではあります。

あと、比較的高いところについてはポジティブな意見が多かったので、このまま頑張ってくださいと。

評価については、100点満点中の合計78点ということで一応、C。何かCというと大学の成績だとちょっとあまり良くないんですけど、ここの中では一応適格ということで、優良可でいう可ということになります。惜しかったですね、Bまであと2点だったんですけどね、ということです。

めくっていただいて参考2に行くと、これが皆さんのいわゆる粗点ということになります。

ほかの委員との比較、これ名前は出ていませんけれども、昨年度の委員の皆さんについてはどこかに入っているんじゃないかと思えます。

これを見ると、やっぱり集客のところですね。この辺が一つ課題ということで、これは6というのはもう決まっているんですね、もともとね、全員が6ですので。それと、あとは区民ニーズの把握であったりとか、それからチラシですね、このあたりちょっと低いかなという気がいたします。

やはり定員、今度は令和3年度、昨年度の下半期の、ちなみに講座の中身ですけども、資料3のような形になっています。これが皆さんに評価をいただいた講座ということになります。

もう既に上半期は始まっていますけれど

も、皆さんにご審議いただくのが、先ほども課長からありましたとおり、何月頃でしたっけ。

**(松本課長)**

10月です。

**(石阪委員長)**

10月には、今度は上半期分の評価を皆さんにさせていただくことになりますので、またこういった形で点数を記入いただいて、非常に厳しい場合については、これは例えば、60点切ってしまうとD、適格、40点未満ですと不適格になるんですね。ということになります。

ここまで何か質問はありますか、よろしいですかね。

どうぞ。

**(内藤委員)**

(2)の集客の3つ目、⑧ですね、チラシのことが評価項目になって、基準になっているんですけど、どれぐらいが今、この紙媒体のチラシでもってこようという感じになっているのか、自分で言えば紙はほとんど見ないというか、もらわない方向なので、何か関心があるとすれば調べて、データで出てくるものを見るかなど。

ただ、データでもこれがばーんと出てくるということであれば、この項目はこれでいいんですけど、多分、データじゃなくてテキストで見せるというページもあるのかもしれないので、何かチラシのデザイン、体裁というところだけを取り上げる項目でいいのかなというのはちょっと感じました。

参加している皆さんがどういったものをきっかけに参加されているというのはアンケートか何か取っていらっしゃるんでしょうか。

**(石阪委員長)**

これはいかがでしょう。講座のほうです

けれども。

お願いします。

**(秋谷主任)**

事務局からですけども、紙媒体でのチラシは1,000部つくってございまして、区内各公共機関などにまいております。

委員ご指摘のとおり、最近はSNSですとか、そういったところでネットを使ってということと、あとは、それぞれ各所管でつかんでいる団体のメーリングリスト的なものをつかんでいる所管がありますので、そういったところでデータ上でチラシのデータをお送りしたりというのを最近始めているところではございます。

あと、アンケートでは、やはりどうしても「あだち広報」ですとかチラシのところが現実的にはまだ比較的多いので、ただ、それだけですと先ほど言ったように集客につながっていない部分もありますので、ちょっとウェブ媒体のほうを活用していきたいというように考えております。

**(内藤委員)**

ありがとうございます。これからという感じですかね、それで広がっていけばこの項目自体もまた変わっていくかもしれないということですかね、ありがとうございます。

**(石阪委員長)**

スマホなんかで出てくるといいですよ。普通に見ていて自動でやると、何かばーんと出てきて、あれ、これ何だろうという、本当は若い人なんかはそれが一番広告としてはインパクトがあるのかなという気がしますし、例えば、PDFでもそれをわざわざ開いてとなると、その一手間が結構大変なので、そのあたり、今後SNS等を通じてどうやって広報するかが一つ課題になってくると思いますが、今回の審査項目につ

いてはチラシのデザイン、体裁、これが問われているわけですね。

ですので、これも実は審査に入っているのはチラシを作成するというのも業務の一つなので、やっぱり分かりやすいチラシ、便利なチラシというのを一つ作成してもらおうと。

あとは、これを区側がどう見せるかというところがまた一つ課題になると思います。

ですので、皆さんも何かこういったもの、もしこうしたほうがいいというアイデアがあれば、次回の皆さんご発言いただく機会は秋、10月ということですので、またコメントいただければと思います。

確かにそうですね、チラシってなかなか皆さん、見る機会ないのかもしれないけど、ただ、結構ご年配の方は比較的チラシとかね、若い人はSNSとかね、そのあたりかなりターゲットによって、場合によってはチラシの枚数を柔軟に変えてもいいのかなという気がします。比較的高齢の方が参加しそうな講座については1,000枚を2,000枚にしてみても、若者がメインというものであれば、ちょっとチラシの枚数を減らして、その分SNSにお金をかけるとか、いろいろ弾力性のあるような広報をすればもう少し伸びる講座もあるんじゃないかなというふうには思いましたけれども、こちら指定管理者のほうとちょっと話をさせていただいて、何とか数字が上がるというなと思っています。

いかがですか、ほか何かありますでしょうか。この講座についてですが、いいですかね、大丈夫かな。

それでは、その他のほか2つ目ですが、よろしいでしょうか、その他については。

## 9 事務連絡

### (石阪委員長)

それでは、事務連絡ですけれども、このチラシの広報はいいですか。では、まず事務連絡のほうをお願いします。

### (星屋係員)

事務連絡をさせていただきます。

委員の謝礼と今後のイベント、開催する講座についてのご案内をさせていただきます。

まず、委員の謝礼についてですけれども、本日の謝礼につきましては、後ほどご指定の口座に振り込みをさせていただきます。本日、皆様の席上に配付しております口座振替依頼書をご記入いただきまして、お帰りの際に事務局までご提出をお願いいたします。

毎回、このような形で口座振替依頼書にご記入いただきますので、ご協力のほどお願いいたします。

次に、今後のイベント、講座についてですが、資料の中にチラシを2件入れさせていただきます。

1つ目は、6月25日土曜日に行う「女性の視点をプラス！ みんなが安心 アダチの防災2022」というものでして、こちらは男女共同参画週間に併せて、女性団体連合会と足立区が共催して行うフォーラムで、今年は防災をテーマに区の水害対策、女性視点の防災の二部制で実施いたします。

また、2つ目として、7月9日土曜日に行う「子どもに伝えるプライベートゾーンカラダと性の話」というものでして、子どもを性の被害者にも加害者にもさせないように、適切な知識を学び理解を深めていただく講座となっております。

委員の皆様にもぜひご参加いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上となります。

**(石阪委員長)**

どうぞ。

**(片野副委員長)**

すみません、アダチの防災2022は、足立区女性団体連合会と足立区が共催でやっているものなのですが、今回、初めて防災関連の会議に参加することができるようになったんです。私たちの団体から参加することができるようになったんですけど、ぜひ女性も防災に関心があるということを示すためにも、ぜひ会場にお運びいただきたい、おいでいただきたいということと、あと、やはり男性の方にもそういう視点が避難所運営は必要だよなということを考えていただきたいと、一人でも多くの方にご参加いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

**(石阪委員長)**

これはY o u T u b eとありますけれども、できれば会場に足を運んで。

**(片野副委員長)**

そうですね、Y o u T u b e同時配信もあるのですが、できれば会場に来ていただいたほうがありがたいです。足立区の現状がここで分かるので、足立区にお住まいの方はぜひ見ていただきたいなというふうに思っています。

**(石阪委員長)**

ありがとうございます。

ほかはよろしいですか、この点については。

どうぞ。

**(内藤委員)**

申込み状況はもう分かっているんですか。

**(石阪委員長)**

いかがでしょうか。現在の申込みの状況です。

**(秋谷主任)**

現在、来場で約25名程度と、Y o u T u b eが十数名になっております。

**(石阪委員長)**

まだまだ大丈夫ですので、25日ですね。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、事務連絡、もし続きがあればお願いします。

**(松本課長)**

1点、繰り返しにちょっとなりますが、資料2番の男女共同参画行動計画の名称につきまして、資料2の中にジェンダー平等推進行動計画と男女共同行動計画、両方書いてございますが、まだこれは決まりではございません。繰り返し、念のため、こちらはこれから皆様にご意見をいただきながら決めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

**(石阪委員長)**

お願いします。

**(依田部長)**

大変恐縮ですが、委員会の資料で恐縮ですけれども、今、足立区ジェンダー平等推進行動計画と記載されておりますが、これは一旦消していただいて、その上に第8次男女共同参画行動計画ということで記載していただくと大変助かります。

あくまでも、今、よその自治体がジェンダー平等推進行動計画と切り替えていっている中で、足立区としては第8次男女共同参画行動計画のままで行くのか、名称を変えるのか、ここの委員会の中でご議論いただこうと思っておりますので、今のところは第8次男女共同参画で書いておいていただくと非常に助かります。この場で訂正で申し訳ありません、よろしく願いいたします。

**(松本課長)**

申し訳ありません。よろしく願いいたします。

**(石阪委員長)**

ということで、資料訂正ということになります。ちょっと遡る形になりますけれども、この足立区ジェンダー平等推進行動計画という文言は第8次足立区男女共同参画行動計画としていただく。

今、ちなみにということですが、ほかの自治体がこういったジェンダー、平等推進という言葉を使ってきつつあるので、この8次で行くかどうかも含めて、今後、皆様からご意見を伺って検討していきたいということになります。

よろしいでしょうか。

ですので、皆さんいろいろご意見をお持ちだと思うので、例えば男女という名称が取れるわけですから、その点であったりとか、あるいはほかの自治体との関係、整合と、こういったことも出てくる。それから、東京都や国の動き、こういったことも注視しながら、今後この名称を皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。よろしいでしょうか。

ほか委員の皆さん、事務局、何かありますでしょうか。

どうぞ。

**(内藤委員)**

日程なんですけど、資料3で大体の何月というのは分かったんですか、具体的な日程っていただいていたっけ。

**(石阪委員長)**

8月ですね。

**(松本課長)**

日程につきましては、まだ皆様にはお示しはしておりませんので、後ほどまた委員の皆様にご情報をお渡ししたいというふうに思っております。

**(内藤委員)**

今回は8月なので、それぐらいは決まっていますか。

**(松本課長)**

そうですね。8月の下旬に予定しております、恐らく25日あたりになるかというところでございます。

**(内藤委員)**

曜日はあれですか、先生のご都合で結構決まってくるものですか、ちょっと大体想定をしておけば。

**(松本課長)**

月曜か木曜日ですね。

**(石阪委員長)**

月、木が多いかな。それ以外は基本ないですね。

**(内藤委員)**

月、木ですね。

**(松本課長)**

今回は、恐らく8月25日の木曜日、時間は2時から4時になるかと思えます。

**(内藤委員)**

8月25日、木曜日ですね、ありがとうございます。

**(石阪委員長)**

場所は。

**(松本課長)**

場所は2回目以降はL. ソフィアへ戻る予定です。

**(石阪委員長)**

よろしいですかね、25日の14時からL. ソフィアのほうでということ。

また、10月以降、今年はかなりイレギュラーなのでいつもと違うんですけども、なるべく日程が出せるような形にしたほうがいいですね。

何か委員の皆様、最後にあれば。

それでは、以上で、本日の委員会を終了

させていただきます。

長時間にわたりどうもありがとうございました。  
ました。